

令和6年3月7日
冲医発第1729号

関係各位

沖縄県医師会医学会
会長 砂川 博司



第136回沖縄県医師会医学会総会医療関連展示ブースについて（お願い）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本会では会員向け学術事業の一つとして年2回（春・秋）、沖縄県医師会医学会総会を開催しております。

この度、来る令和6年6月9日（日）本会館において、第136回沖縄県医師会医学会総会を開催することといたしました。

本学会では、かかりつけ医をはじめ、病院に勤務する若手医師やベテラン医師等、本学会員を中心とした全診療科の医師を対象とした講演を実施するほか、医療関連展示ブースを設置し、多くの医師に参集いただくこととしております。

つきましては、本学会が実りある会となるよう、別紙要綱に基づき、貴社へ展示ブースの出展を賜りたくお願い申し上げます。

末筆でございますが、貴社の益々のご繁栄を心より祈念いたします。

謹白

記

名称：第136回沖縄県医師会医学会総会
会期：令和6年6月9日（日）9：00～
会場：沖縄県医師会館（南風原町字新川 218-9）
主催：沖縄県医師会

第 136 回沖縄県医師会医学会総会【要綱】

会 期：令和 6 年 6 月 9 日（日）9:00～15:50
会 場：沖縄県医師会館（南風原町字新川 218-9）
主 催：沖縄県医師会医学会
医学会長：砂川博司（すながわ内科クリニック院長）
参 加 者：県内医師 200～400 名
事 務 局：沖縄県医師会医学会準備委員会準備係
 沖縄県医師会事務局 業務 1 課 担当：田畑
 〒901-1105 南風原町字新川 218-9
 TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089
 E-Mail：okiigaku@okinawa.med.or.jp

医療関連展示ブース

日 時：2024 年 6 月 9 日（日）9：00～16：00
 （搬入：6 月 7 日（金）13：00～18：00 迄 / 撤去：6 月 10 日（月）9：00～12：00 迄）
会 場：1 階エントランス
仕 様：小ブース（2m×2m）1 小間あたり 30,000 円 / 大ブース（3m×3m）1 小間あたり 50,000 円
 付属備品：長テーブル 1 台（180cm×60cm）、イス 2 脚
 テーブルカバー・バックパネル・社名版はございません。
 電源使用の際には、お申し出ください（大容量の供給設備はございません）

ご 案 内：(1)給排水：水、プロパンガスなどの火気、危険物の使用はご遠慮ください。
(2)会場の管理：会場および出展物の保全については、最善の保護と管理にあたりますが、天災その他の不可抗力による事故、盗難、紛失、及び小間内における人的災害の発生については責任を負いません。
(3)会場・会期・開場時間の変更：やむを得ない事情により会場、会期及び開場時間を変更する場合がございます。この変更を理由として出展申込を取り消すことはできません。またこれによって生じた損害は補償いたしません。

申込期限：2024 年 5 月 31 日（金）まで（申込が上限に達した時点で申込を停止いたします）

申込方法：別紙申込書により、FAX 若しくは、E-Mail にてお申込みをお願いいたします。

振 込 先：沖縄銀行 我如古支店 普通預金 931315
 琉球銀行 真栄原支店 普通預金 000240
 海邦銀行 真栄原支店 普通預金 049022

口座名義：一般社団法人 沖縄県医師会 常任理事 稲田 隆司

支払期日：令和 6 年 5 月 31 日（金）まで

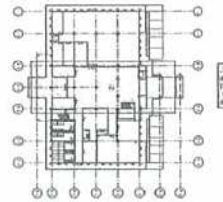
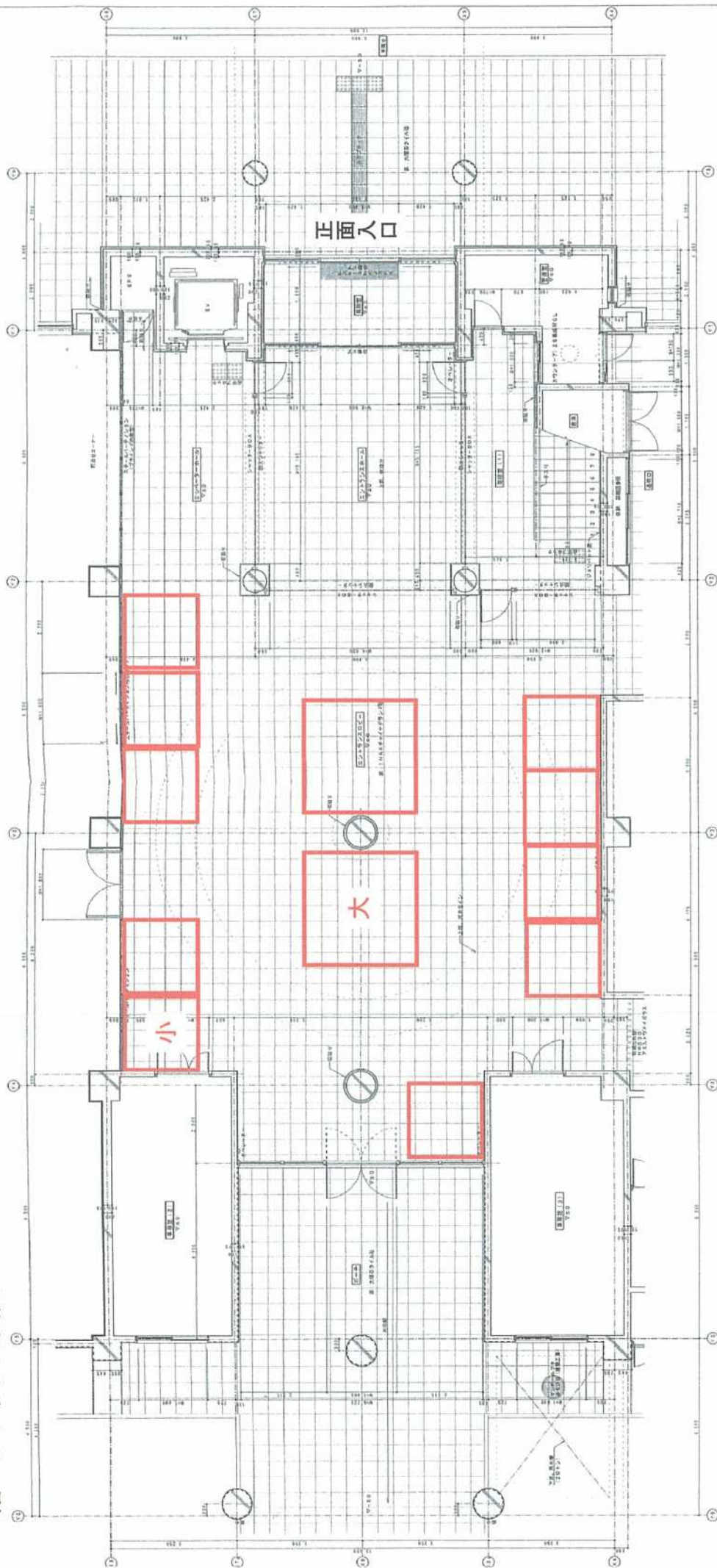
機器展示ブース運営申込書

Mail : okiigaku@okinawa.med.or.jp

FAX : 098-888-0089

希望ブース	小ブース ・ 大ブース
申込小間	_____小間（主要展示品名： _____）
展示内容	
御社名	
ご所属	
ご担当	
ご住所	
TEL/FAX	
E-Mail	
備考	

1階エントランス図面



図名	1階エントランス図面
図番	101
縮尺	1/50
作成者	建築士 〇〇〇
承認者	建築士 〇〇〇
作成日	2024.01.15
承認日	2024.01.15
プロジェクト名	〇〇〇ビル新築工事
プロジェクト番号	〇〇〇〇〇〇
設計事務所	〇〇〇設計事務所
事務所住所	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
連絡先	TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇

10. 沖縄県医師会医学会施行細則

(目的)

第1条 定款第70条の規定に基づき、沖縄県医師会医学会(以下単に「学会」という)施行細則を次のように定める。

(構成)

第2条 学会は別表の分科会をもって構成する。

(事業)

第3条 学会は定款第66条に示す目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)沖縄県医師会医学会総会の開催
- (2)沖縄医学会雑誌の発行
- (3)医学及び医療に関する情報の収集と伝達
- (4)その他学会の目的達成上必要な事業

(役員)

第4条 学会に次の役員を置く。

- (1)学会長 1人
- (2)学会副会長 2人以内
- (3)幹事 若干名

2 学会長及び学会副会長は、分科会長会において学会員から選出し、沖縄県医師会会長が委嘱する。ただし、学会副会長の内1人は沖縄県医師会学術担当理事をもって充てるものとする。

3 幹事は、分科会長会の承認を経て、学会長が委嘱する。

(職務)

第5条 学会長は学会を代表し、学会の会務を総理する。

2 学会副会長は、学会長を補佐し、学会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 幹事は、学会の会務を処理する。

(任期)

第6条 学会役員の任期は2年とする。

(理事会への出席発言)

第7条 学会長及び学会副会長は沖縄県医師会理事会へ出席して意見を述べることができる。

(分科会役員)

第8条 各分科会に分科会長及びその他の役員を置く。

- 2 分科会長は分科会を代表して会務を総理する。
- 3 分科会長は各分科会において選出する。
- 4 分科会長及びその他の役員の任期は、各分科会においてそれぞれ定める。

(会 議)

第9条 会議は分科会長会、幹事会とする。

(分科会長会)

第10条 分科会長会は学会長が必要であると認めた場合これを招集する。ただし、学会長は半数以上の分科会長から求めのあるときは分科会長会を招集しなければならない。

(分科会長会の任務)

第11条 分科会長会は次の事項を審議する。

- (1)沖縄県医師会医学会総会に関する事項
- (2)分科会の新設、統廃合に関する事項
- (3)学会の重要な会務に関する事項
- (4)その他会務に関する事項

(理事会への報告)

第12条 学会長は、分科会長会における決議を沖縄県医師会理事会に報告し、承認を求めなければならない。

(幹事会)

第13条 幹事会は幹事をもって構成し、学会長が随時招集する。

(幹事会の任務)

第14条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1)分科会長会に提案すべき事項
- (2)会務の運営に関する事項
- (3)その他会務に関する事項

(医学会総会)

第15条 沖縄県医師会医学会総会(以下「医学会総会」という)は、医学及び医療の振興情報の伝達を図る目的をもって、年に2回開催する。

2 医学会総会に関して必要な事項は、幹事会、分科会長会、沖縄県医師会理事会の議を経て処理する。

(会 頭)

第16条 医学会総会に会頭を置く。

2 会頭は、学会長及び関係役員と連絡協議し、医学会総会の円滑なる運営に努めるものとする。

3 次期会頭は、分科会長会において選出する。

(分科会規則)

第17条 分科会の諸規則は、各分科会において、それぞれ定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

沖縄県医師会医学会役員

1. 砂川博司 県医師会医学会長
2. 知花なおみ 県医師会医学会副会長
3. 大屋祐輔 県医師会医学会副会長
4. 河崎英範 県医師会医学会幹事
5. 宮里浩 県医師会医学会幹事
6. 上江洲徹 県医師会医学会幹事
7. 島尻博人 県医師会医学会幹事
8. 小禄雅人 県医師会医学会幹事
9. 玉城仁 県医師会医学会幹事
10. 新垣均 県医師会医学会幹事
11. 金城渚 県医師会医学会幹事
12. 金城光世 県医師会医学会幹事
13. 長井裕 県医師会医学会幹事
14. 新垣寛 県医師会医学会幹事
15. 戸板孝文 県医師会医学会幹事
16. 中村清哉 県医師会医学会幹事
17. 神谷武志 県医師会医学会幹事
18. 銘苅晋 県医師会医学会幹事
19. 糸数昌悦 県医師会医学会幹事
20. 知念靖 県医師会医学会幹事
21. 知念安紹 県医師会医学会幹事
22. 當山裕一 県医師会医学会幹事
23. 武村克哉 県医師会医学会幹事
24. 佐々木秀章 県医師会医学会幹事
25. 友利寛文 県医師会医学会幹事
26. 田名毅 県医師会医学会幹事

第 136 回沖縄県医師会医学会総会収支予算

収入の部	金額 (円)
沖縄県医師会 会費より	3,214,000
展示ブース出展費用	400,000
非会員 参加費 (5,000 円×10 名)	50,000
合計	3,664,000

支出の部	金額 (円)
賃金 アルバイト (タイマー・駐車場係)	151,000
会議費	648,000
旅費交通費 県外講師、司会、役員、その他	335,000
消耗品費	159,000
印刷製本費	865,000
通信運搬費	365,000
諸謝金	311,000
賃借料	824,000
保険料 特別講師旅行保険	6,000
合計	3,664,000